

内閣委員会議 録 第五号

昭和三十七年八月二十四日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事岡崎 英城君 理事内藤 隆君

理事宮澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公昭君

島村 一郎君 高橋 等君

辻 寛一君 中島 茂喜君

藤原 節夫君 船田 中君

保科善四郎君 緒方 孝男君

森本 靖君 受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 手島 榮君

出席政府委員

郵政事務次官 保岡 武久君

郵政事務官 武田 功君

(大臣官房長) 郵政事務官 佐方 信博君

(郵政事務官) 郵政事務官 西崎 太郎君

(電波監理局長) 委員外の出席者

郵政事務次官 西村 尚治君

郵政事務官 吉瀨 中君

(大臣官房文書課長) 郵政事務官 増森 孝君

(大臣官房人事部長) 郵政事務官 藤牧 直君

(監察局長) 専門員 加藤 重喜君

八月二十四日

委員小川半次君及び森本靖君辞任につき、その補欠として草野一郎平君

及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○永山委員長 これより会議を開きます。

郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○森本委員 この郵政省設置法について、前国会でこれは審議終了になっておるわけでありまして、さらにまた、その前の国会でも問題になって審議されていまいというふうな、いわくつきの法律になってきておるわけでありまして、本来ならば、こういうふうないわくつきの設置法の一部改正ということについては、何も短期のこの一カ月くらいの臨時国会にあわてて提案をするという形でなくして、少なくともなぜこれが流れたかというをよく反省していただいて、そうして、かりに提案をするにいたしまして、もう一度じっくり練り直して提案をするというのが至当ではないか。ただ、この中にあります電波監理局に所属いたします定員の面については、これはまあ今年度のうちにやらなければならぬというところについては、ある程度うなづけるわけでありまして、これにいたしまして、現在すでに採用さ

れておる者を本定員に切りかえるという形になるものであると、こういうふうな考えておるものでありますから、そうなりますと、じっくり腰を落ちつけて練り直して、そうして次の通常国会に提案をいたしまして、そこで三月の末までにこれが成立するといふ形になるとするならば、それでもけっこう間に合う。そういう過程にもかかわりませず、この短期の、しかも重点を置いたこの臨時国会に、なぜこの郵政省設置法の一部改正というものをあわてて提案をしなければならぬか、この辺に私としては若干の疑問があるわけでありまして、その点からまず大臣にお聞きしたい、こう思うわけです。

○手島國務大臣 前国会と同様の内容を持っておりますこの法律案を出しましたのは、今、森本さんがおっしゃいましたように、一番大きな問題は、非常勤職員を定員に組みかえるという予算が通っておりまして、各局で実施をしておりまして、この部門に対してはそれができない。なるべく早く定員化した方がいいということが一番大きなものであります。そのほかの電波研究所の定員も通っておりまして、なるべくオリンピックに間に合うように実現をしたというところも急がれております。放送関係の法制の改正も非常に今急いでおりますが、こういうものを調査会を設けるといふような問題が急がれておりますので、同一の内容であります。が、重ねてお願いしたいということでありまして、

○森本委員 同一の内容であります。が、急ぐから出した。その放送法並びに電波法を審議いたしますところの審議会をつくりたい、それから電波監理局の定員を年度内において、予算が通っておりますから、これをぜひ充実させたい、この二つが急ぐということについては私もよくわかります。わかりませんが、その二つが急ぐということであると同時に、設置法の問題についてもこれを改正するということになりまして、まだその他にも改正しなければならぬという点が出てくるのではないかと。そういう点もかみ合わせ、さらに、この間の通常国会においても質疑の中にそれぞれ意見が出てきたことも一つ参酌しながら、この臨時国会が終わりました九月、十月、十一月とこの三カ月の間に十分各方面の意見を聞いて、もう一回練り直した成果を得て、そうして通常国会に提案をして、たとえば三月末までに通れば、今大臣が言ったような問題については一応すべて解消する、こういう形になるわけでありまして、もともと、通常国会に出せば、その他の法案かれこれいろいろあつて、そんなに簡単に君が言つても、三月末に通るとは保証ができぬじゃないか、だからここであわてて出しておかなければ、先のことはどうなるかわからぬということを出したと言われればそれまででありますけれども、私が言うように、そういうような慎重な態度で臨んだ方がかえってよくはなかつたかといううな意見を私

は持つておるわけでありまして、大臣がそういうふうに言われておりますので、その点については深く追及いたしません。が、ちょっと聞いておきたいと思ひます。今の大蔵大臣の田中角栄氏が郵政大臣のときに、郵政省という名前が、郵政だけではないから通信省にしなければならぬといふことで提案をして、これは衆議院は通つておたわけでありまして、参議院でこれが審議未了でしたか、否決になったか、忘れましてけれども、否決ではないと思ひます。審議未了になったと私は記憶いたしておりますが、衆議院を一応通つたというところは、そのときの衆議院の意向がそれに対して一応賛意を表したという形になっておるわけでありまして、が、そういう点については、もうあれは昔のことであつて忘れてしまつた、関係がないといふふうにお考えですか。今回の設置法の改正についてはそういう点は出ておりませんけれども、その点も大臣にお聞きしておきたい。

○手島國務大臣 あの当時、通信省の古い名前を復活させたいといふ意見が設置法に現われてきまして、私もその批判組でありました。いろいろな意見が出て参りました。それがいいと言ふ人もあるし、悪いと言ふ人もありますが、あのときに審議未了になりました。再びあの案を出すかどうかということとはよほど考えなければ、実質が名前を変えなければ非常にいかぬという

は持つておるわけでありまして、大臣がそういうふうに言われておりますので、その点については深く追及いたしません。が、ちょっと聞いておきたいと思ひます。今の大蔵大臣の田中角栄氏が郵政大臣のときに、郵政省という名前が、郵政だけではないから通信省にしなければならぬといふことで提案をして、これは衆議院は通つておたわけでありまして、参議院でこれが審議未了でしたか、否決になったか、忘れましてけれども、否決ではないと思ひます。審議未了になったと私は記憶いたしておりますが、衆議院を一応通つたというところは、そのときの衆議院の意向がそれに対して一応賛意を表したという形になっておるわけでありまして、が、そういう点については、もうあれは昔のことであつて忘れてしまつた、関係がないといふふうにお考えですか。今回の設置法の改正についてはそういう点は出ておりませんけれども、その点も大臣にお聞きしておきたい。

○手島國務大臣 あの当時、通信省の古い名前を復活させたいといふ意見が設置法に現われてきまして、私もその批判組でありました。いろいろな意見が出て参りました。それがいいと言ふ人もあるし、悪いと言ふ人もありますが、あのときに審議未了になりました。再びあの案を出すかどうかということとはよほど考えなければ、実質が名前を変えなければ非常にいかぬという

は持つておるわけでありまして、大臣がそういうふうに言われておりますので、その点については深く追及いたしません。が、ちょっと聞いておきたいと思ひます。今の大蔵大臣の田中角栄氏が郵政大臣のときに、郵政省という名前が、郵政だけではないから通信省にしなければならぬといふことで提案をして、これは衆議院は通つておたわけでありまして、参議院でこれが審議未了でしたか、否決になったか、忘れましてけれども、否決ではないと思ひます。審議未了になったと私は記憶いたしておりますが、衆議院を一応通つたというところは、そのときの衆議院の意向がそれに対して一応賛意を表したという形になっておるわけでありまして、が、そういう点については、もうあれは昔のことであつて忘れてしまつた、関係がないといふふうにお考えですか。今回の設置法の改正についてはそういう点は出ておりませんけれども、その点も大臣にお聞きしておきたい。

問題でもありませんので、この際は見送ろうということでありまして、特にこの問題だけは直さなければ仕事が進まないという問題でもありませんので、この際は出さないことにしたわけでありまして。

○森本委員 私は別に逓信省に直せということを書いておるわけじゃないので、ただ、その当時の田中郵政大臣がやいやい言うて、そうして逓信省に名前を変えた法案を出したわけでありまして、それが一度衆議院を通過して、それで参議院で審議未了になった。こういう形になっておるわけで、郵政省の設置法の一部改正を提案せられるなら、そういう問題もひっくりめて討議をしてしかるべきであるというように私は考えておったわけでありまして。そういういたしますと、逓信省というふうに名前を変えるということとはもうやらない、こういうことですね。

○手島國務大臣 逓信省に名前を変えることをもう永久に出さないというところまでは考えていないのであります。が、実質的に非常にこのためによくなる、これが変えなければ非常に悪くなるというような問題でもありませんし、世間でもだいたい批判もある問題でありまして、もつとじっくりと考えて、出すならそのときに出すべきであるというので、今度は出さなかったわけでありまして。

○森本委員 なるべく争いの渦中に巻き込まれるようなことには手を染めまい、簡単なことだけはやろうというお気持はわかりますが、今の郵政省で郵政省の記念日をやっておるの、たしか逓信記念日という名前に変わったのじゃないのですか。やっぱり郵政記念

日ですか。

○武田政府委員 ただいまは逓信記念日と言っております。

○森本委員 これはつまりなようなこととですけれども、郵政省設置法の一部改正が、逓信省に改名をするというところで衆議院を通過して、そのときに田中君がたしか先回りをして、この法律が通過するというを見越して、それまで郵政記念日であった名前をわざわざ逓信記念日という名前にして、そのままこの記念日が逓信記念日という名前で大に帝国ホテルで毎年やられておる、こういうことになっておるわけでありまして、こういうことも小さな問題でありますけれども、ちよつとちよつと格好になって、わざわざ逓信記念日に名前を変えなければならぬということもあの当時は、それが法律が衆議院を通過したから絶対参議院も通るといふ自己過信から、先に名前を変えたところが、法律が通らなかつたというところから、今記念日の名前だけが逓信記念日になって、あとは全部郵政省、こういうへんちくりんなことになっておるわけでありまして、こういう問題についても、今度の一部改正を提案するときに省内で問題にならなかつたかどうか、これは大臣に聞いておきたい。

○手島國務大臣 特に今お話の逓信記念日の問題は議論になりませんでした。名前というのは、必ずしも実態と合わないところがありまして、議会でも逓信委員会というような名前がそのまま残つておるということで、今の問題もそのままにやつておるわけでありまして。

○森本委員 私が言うのは、なるべく

行政ということについてもちゃんとした筋道を立てて、筋を通しておかなければならぬ。国会が逓信委員会ときめておるのは、これは国会が逓信委員会としてきめておるのでありますから、これは別であります。しかし、郵政省という名前が設置法があつて、大臣の名前が逓信大臣という名前であるとするならば、ちよつとおかしい。今の記念日の問題も、あなたも御承知の通り、郵政省で連綿として続いていた記念日なんです。それが郵政記念日というものでやつておつたのを逓信記念日に変えたのは、今言った法律が衆議院を通過したときから、郵政省としては逓信記念日に名前を変えておるわけなんです。だから、永久的とは言わぬけれども、当分の間郵政省という名前を変えないという大臣のお考え方であるとするならば、やはりその方向に省内のものをつらしておくべきではないか。小さな問題のようだけれども、逓信記念日と銘打って、毎年四月二十日に各界の名士を呼んで盛大な記念式典を、東京だけでなく、全国津々浦々でやるという記念日でありますから、そういう問題についてはやはり意識を統一しておく必要があるのじゃないか。将来時期を見てこれは変えてみようということなら別です。しかし、もう自分の間名前を変える意思はないということであるとするならば、私は、やはりその方向に省内を統一しておくべきではないか、こういう意見であります。それはどうですか。

○手島國務大臣 私自身としては、この際名前を変えることを急ぐという気持はございません。従いまして、記念日の問題なんかもいろいろ考えてみた

いと思ひます。

○森本委員 この設置法の名前を変えないということでありまして、逆に記念日の方の名前を考えてみようということでありまして、それは一応それでおきます。

そこで、この設置法の改正案の具体的な内容に入っていきます。今度の改正の第一の要点は、人事部長というのを人事局にするという内容であります。今回の局にするというところは、局にすることによって何らかの利害得失がありますか。

○武田政府委員 お答え申し上げます。ただいまのところは官房人事局となつておりまして、一応官房長のもとに入る組織になっております。これを今度は人事局にいたしますと、直接次官を補佐するという形になります。そういう面からも事務の処理も非常に早くなりまして、また、局長として責任を持つて所管の事務について仕事を進めていくということに相なるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、今の設置法の関係からいくとするならば、官房の中にもありますところの人事部長、それから資材部長、建築部長、こういうものは官房長の部下になるわけですか。

○武田政府委員 一応組織上はそういうふうになつております。ただ、先生御承知のように、官房長の制度が二年ほど前にできまして、そういう歴史的な事情もございまして、実質的には従来はほとんど独立のような形で動いておりましたけれども、組織をいたしましては、一応官房長のもとに各部長がつく

という形でございます。

○森本委員 それは実質にも何にもないわけであつて、法律上に基づいたやり方をやつてもらわれないと困るわけでありまして、法律上では、今のあなたの答弁では、この前私が内閣委員会でお話をしたときは、金沢官房長は、必ずしも官房長が上席ではないという答弁をしておる。これは速記録に残つておるわけですか。だから、それなら官房の中に各部長があることはおかしいじゃないかということ、答弁に非常に困つたことがあります。そこで、しかし、法律上はあくまでも官房長があつて、その官房長のもとに人事部長、資材部長、建築部長というものがあつて、こうわれわれは解釈をしておる、こつ言つたところが、ええということ、なかなかそれがはつきりしなかつた。そこで、この際ははつきりしておきたいと思ひます。これは、この指揮命令系統というものは、大臣、事務次官、さらに官房長、その官房長のもとに人事部長、建築部長、資材部長がある、こういう形になるわけですね、大臣。

○手島國務大臣 現在の形においては、官房の各課は官房長の下にあるという形になつておる。大体、よけいな話ですが、官房長の仕事は、人事の仕事と経理の仕事が各省とも一番重要な仕事なのであります。郵政省は、御存じのように経理局が別にありますし、それから人事部長が相当大きなものでありますので、実際上は官房長の指揮で動くということはむしろかといひます。実際と法律の建前は少し食い違ひがある、かように考えております。

○森本委員 それは、法律と実際との

建前が違つておつては困るわけであつて、これは立法院としてけしからぬ話であります。行政機関としては、立法の趣旨に従つて、法律の精神に従つて行政をやるのが当然でありますから、法律上も実質上もこれは何ら変わつておつてはならぬわけでありませう。

そこで、今の官房の各課長が官房長に所屬するという、それは直属の課ですね。

○武田政府委員 いずれも官房、たとえば文書課とか、そういうふうになつております。

○森本委員 だから、今大臣がさしたところの課というものは、人事部にも建築部にも資材部にも各課が相当あるわけですね。そういうものは別として、いわゆる官房に直接あるところの、官房直属の課は何々あります。

○武田政府委員 秘書課と文書課、それから審理課で、三課でございます。

○森本委員 その秘書課と文書課と審理課、これは官房長の直属機関でありませうから、これは直属であるというこ

とはわかります。そこで問題になりますのは、その人事部長、資材部長、建築部長の上司は一体だれか、指揮命令系統の上司はだれであるか、こういうことです。これは大臣から聞いておきたいと思ふ。だから、大臣が人事部長、建築部長、資材部長に命令をする場合は、どういう指揮命令系統になるか。

○手島國務大臣 はなはだ法律的には苦しいのでありますが、建前としては、官房長を経てやる形になると思ひます。

○森本委員 建前というよりも、実際法律上は、官房長、それからその下に部下として人事部長、資材部長、建築

部長がある、こういうことでしよう。

○手島國務大臣 そうです。

○森本委員 それならはつきりするわけでありませうので、今後省内における取り扱ひをそういうふうに行つてもいいと思ひます。少なくとも建築部長、資材部長、人事部長は、現行の設置法に基づいては、要するに官房長の部下である。これだけ官房長はえらくなつたわけでありませうから、官房長は喜ぶと思ひますが、今までは官房長と各部長が同格という形で省議をたしかやっておると思ひます。そういうことではおかしいというのを私は前から言つておつたわけでありませうが、今の大臣の答弁によりまして、今後はそういうふうにはつきりとしてもらひたい、こう思ふわけでありませう。

そこで、郵政省の省議でありませうが、郵政省の省議というものは、一応どういふ人々によつて構成されるというこ

うことになつておりますか。

○武田政府委員 省議は、大臣、政務次官、事務次官、官房長、各局長、それから部長、さらに陪席といたしまし

て次長も陪席いたします。

○森本委員 そうすると、官房長の下にあるところの人事部長、資材部長、建築部長が省議に参画をするというこ

とは、各局長の次長クラスが参画をするというこ

と、同じに解釈をしていいわけですね。

○武田政府委員 先ほども申し上げましたように、郵政省の部は非常に大きい部でございますので、同時に、従来から官房のそれぞれ独立の部という形で運用しております関係で、各部長のその格づけも高い格づけをつけておりますし、また、省議等におきましても、

省議メンバーとして入つておるわけでございます。

○森本委員 だから要するに、郵務局、経理局、そういうふうな局の次長も正式メンバーでしよう。

○武田政府委員 さつき申しましたように、これは陪席でございます。

○森本委員 そうすると、私はちよつとおかしいと思ふんですよ。各局長が陪席であつて、それから人事部長、建築部長、資材部長は正式メンバーである。その上に官房長というものがおるわけですから、官房長が各局長と同格であるというのがこの法律上の建前ですね。そうなりますと、官房長と要するに各局長とで構成をして、それから今言つた人事部長、資材部長、建築部長というものが、他の局長が

次長が出てくるのと同じような格に

出ていって、そうして用件があるときに発言をする、平生はすべてその各部を代表して官房長が発言をする、

こういう形になるのがほんとうじやないのですか。

○武田政府委員 省議の構成の問題と、また運営の問題とを言ひますので、運営上は、先ほど申し上げましたような形で運営する方が能率的ではないか、こう考へております。

○森本委員 その答弁、ちつともわからぬのだがね。運営と能率というよりも、私が言つておるのは、ここで大臣が答弁をして、官房長の下に部下として三部長がある、こういうことになつたら、そういうことになるとするならば、省議の正式メンバーというものは、大臣、政務次官、事務次官、それから官房長、各局長、それから陪席として各局長の次長、さらに官房の各部長、

こういうことになるのが当然ぢやないですか。これは大臣から一つ……。事務当局にこんなこと聞いたところからめと思ひますが、大臣、それがほんとうでしよう。

○手島國務大臣 森本委員が詳しく御存じのように、まづ正直に言ひますと、郵政省の官房の部というものは、非常に大きな仕事をやつております。経理局だけは、官房の仕事であります。経理局は、官房の仕事であります。経理局に一局をなす。実質上そういうものでありますから、その他の部も、建築でも資材でも大きな部でありますので、口で官房長の下と言ひまして、

も、実際の仕事は、官房長が一々指揮をするというところは非常に困難だと思ひまして、実際上こういう形になつておるわけでありませう。

○森本委員 それはこの法律を審議するときの答弁としてはおかしいんですよ。そういうことだから人事部を人事局にしたい、こういうことではない。

それならば、人事局になつた、初めて人事部長が昇格して人事局長になるわけですから、これは局長ですから、正式にメンバーとして省議に出ればいいのです。しかし、今度は残りの資材部長、建築部長というものは、それだけ重要で、どうしても省議に來て局長と同じように発言しなければならぬという必要があるとするならば、やはりこれは資材局、建築局というふう

に設置法の改正を提案すべきです。あなたの監督下にあるところの電電公社では、これは資材も建築局であります。それから建築も建築局であります。その必要がないから、官房長の下に建築部、資材部というものを置いて、各部長が

おるわけですね。ところが、人事部だけは、機構が相当膨大であるから、部ではちよつと工合が悪いので局にしようというこ

とで、今度局というこ

を提案してきておるわけでありませう。かりに今回のこの設置法の改正が通つたとするならば、今大臣の言つたような形で、人事部の問題については片がつくわけでありませう。しかし、残る建築と資材については依然として部長でありませうから、これを省議に他の局長と同様に加えるというこ

とは、私はおかしいと思ふ。もし他の局長と同様に加へなければならぬという必要性があるとするならば、これはやはり人事部を人事局に昇格させると同じように、資材局、建築局というこ

を提案すべきがほんとうではなからうかと思ふわけでありませうが、その辺はどうですか。

○手島國務大臣 できるならばそうした方が一番いいと思ひます。一ぺんに現在の部を全部局に昇格させるといふことも困難な事情もあると思ひますので、一番大きな人事部から、今言ひましたように、名実備わつたものにや

りたいというこ

とであります。

○森本委員 名実ともに備わつた人事部を人事局に昇格するといふことについて、あなたの答弁は答弁なりに一応の了解はできるわけでありませうが、もしそれがなつた暁においての省議の運営というものは、残る建築部長、資材部長については、官房長を経て省議における発言力というものを持つ、他の局長と同じような扱いになる。そうしないといふ、官房長のもとにおける資材部長、建築部長が他の局長と同様の発言力を持つといふことになつた場合は、これはこの次に出て参ります

○武田政府委員 省議の構成メンバーのことにつきましては、先ほど申しましたように、官房の部と、それから今度できます局の部とはちよつと違つておりますので、新しいものにつきましての構成メンバーは、また今後省内でよく検討いたしたい、こう考えます。

○森本委員 新しい構成メンバーについては省内で検討するということはけっこうであります。けっこうでありますが、今までのようなやり方はおか

られた通りに運営を近づけて参りたい。(「なるべくじゃだめた」と呼ぶ者あり)

○森本委員 それは、ただいまも不規則発言にあったように、なるべくということではないかぬです。法律は法律の通り、行政の主務大臣としては法律を忠実に実行いたしますということではないわけです。なるべくだったら困りますから、その点ははっきりしておいていただきたい。

○手島国務大臣 その通りにいたします。

○森本委員 そこで、人事局の問題であります。先ほど人事局が人事局に昇格をするということについては、相当部が膨大であるから、これを人事局にする、こういう御意見であったわけでありますが、この点の理由については、今の質疑応答である程度私ほうなづける点が出てくると思うわけであります。ただ、ここで問題になりますことは、部が局になっていった場合には、局長の地位が、格付が上がるということだけであつて、それ以外に、何か局になって局長が得をするとか、あるいはやりやすくなるということがあります。これは事務当局で検討しております。

○武田政府委員 お説のように、部長が局長になるわけでございますが、あとはいろいろと申し上げましたように、実質的にほとんど局と同じような機構内容になっておりますので、ほかの変更にございません。

○森本委員 そうすると、人事部長が人事局長になって、名前が部長から局長に昇格をした、ちょっと胸を張って歩くというところで、省議でも若干発言

力がふえるという程度で、実質的には何にもない、こういうことですね。

○武田政府委員 何にもないと申してよろしいか、今までもうすでに局の実態を備えておられますので、それを今度局としてお認めいただく、こういう意味でございます。

○森本委員 だから、実質的には何にもない。部長が局長になった、こういうことであるかどうかということですよ。

○武田政府委員 その通りでございます。

○森本委員 その通りであるとすれば、私は、次の質問は実は控えたいと思えます。これはどうも人事部を人事局というふうにするということであるならば、全通というふうな労働組合があまり強過ぎる、あるいはまた第二組合を育成しなければならぬ、そういうようなことで、一つ人事部を人事局にでもして締めつけをしようということであるとか、大へんであるというふうな考えでおられる者もだいたいおつたわけでありまして、今の御答弁では、部が局になったということだけであつて、中身はすでにもう局の実態を備えておられるから、今の質問が省けてありますから、今の質問が省けて非常に都合がいいわけでありまして、ついでに、この際聞いておきたいと思つて、この人事局の設置にあたりまして、いわゆる職員の人事の取り扱いについては、官房の方と、それからその他の方々で人事局でやるといふと、二重になるのではないかと、二重になるわけでありまして、その間のことをよくと御説明願いたい、こう思つたわけでありまして。

○武田政府委員 従来やつておりました人事の任免等につきまして、一般俸給表の適用を受けております職員の中で、特に上級の者の人事を従来通り官房に残しまして、そしてその他の人事は全部人事局でやる、こういうわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、一般会計に属するところの人事はこの官房で行なつて、特別会計に属するところの人事は人事局で行なう、こういうふうな、大別できるわけですか。

○武田政府委員 今御答弁申し上げましたのは、一般俸給表の適用を受ける職員、こういう意味でございます。一般会計という意味ではございません。職員の意味によつて今申し上げましたわけでございます。

○森本委員 一般の俸給表を受けている人はほとんど一般会計ではないのですか。

○武田政府委員 一般会計は主として電波職員、あと大臣、政務次官でございます。

○森本委員 そうすると、一般会計の中に特別俸給表というものはあるわけですか。

○武田政府委員 御説明が少しくどかつたかもしれませんが、平たく申しますと、本省の課長と、これと相当職以上の者の人事を官房に残す、こういう意味でございます。

○森本委員 今まではその人事のやり方については、すべて人事部でやつておつた、こういうことですか。

○武田政府委員 もちろん、人事部でやりまして、官房長、次官を通じて大臣の決裁を仰ぐ、そういうふうにしております。

○森本委員 そういたしますと、これから先、人事行政というものが、人事局において行なわれる人事行政というもの、それから官房長の手元において行なうところの人事行政と、二つの人事行政になる、こういうことになるわけですか。

○武田政府委員 仰せの通り、人事のやり方は二つに分かれます。

○森本委員 官房で取り扱うところの人事の対象者は何名くらいでありますか。本省が何名で地方が何名くらいになりますか。

○武田政府委員 本省の課長及びその相当職と、それから次長、審議官、下から申しますと部長、局長、官房長、次官、それでありまして、本省が約百名でございます。それから地方は郵政局長、監獄局長、電波局長、これと、それから本案に出ておりますように、東京、大阪郵政局に次長ができましたら、それも含まれますので三十二名、それから電波研究所の所長と次長を官房で扱おう、こういうことに予定しておりますので、これを入れますと、総計百三十七名くらいになっております。

○森本委員 この人事局が取り扱う人間は何名でありますか。

○武田政府委員 これはただいまの百三十七名あるいはその他の若干名、審議会の委員とかございますから、それを除きまして、ほぼ三十万近いことになりまして。

○森本委員 そういたしますと、やはり人事局というものは、かなり労働問題に重点が注がれるという格好になると思つて、しかし、これは先ほどさういふ関係はないということでありましたから、これはおきます。そこで、

こういうふうな同じ省内にあつて、上級幹部については官房でやる、一般の者については人事局でやる、こういうふうな二つに人事管理を分けるということがはたしていいかどうか。人事行政というものは、やはり一貫したものでやつた方がよくはないか、こういうふうな考えのわけでありまして、ややもいたしまして、大学出の六級職が省内における特種的な貴族階級であるというふうな態度をとつておられる者もあるやに聞きますけれども、もしそういうことがありするならば、こういうふうな分ける方は、かえつてそういうふうなことを助長するのではないかと、この氣もするわけでありまして。そんなことは末端の問題でありますから別といたしまして、とにかく一貫した人事行政をやらなければならぬ。人事行政が二つに分けられるということは、人事行政の指揮、連絡、統制、こういう点から何か不都合な点が出てくるのではないかと、こういう点が心配になるわけでありまして、その点どうですか。

○武田政府委員 お尋ねのようない心配も予想されないわけではございませんけれども、もとと大きな人事政策というものは、省としての行き方をきめて、それによつて動くわけでございます。すし、また、官房に残します人事は比較的少数の高級者のみということになりまして、大多数の人事は人事局が一貫してできる。特に御承知のようにな、郵政省のような膨大な人間をかかえておられますところは、それぞれの大きな要員計画とこれの養成計画、そういうものと見合つた人事行政をしなればなりませんので、そういう意味でも人事局が大半持つておりますので、

そういう点について食い違ひはないと考へております。

○森本委員 今の答弁の通りになつていけばけっこうでありますけれども、何か私は、郵政省の中における幹部候補生以上の士官の人事と、それから兵隊に比べて下士官以下の人事とを明確に分けて、お前らは下士官以下だぞ、おれなんかは将来大尉、中將になる格であるというふうな格好がはつきり、と、判然としてくるような氣がするわけでありまして、そういう心配の面が私は非常に多いと思つたわけでありまして。

この際、私は、この人事の問題について大臣にお伺ひしておきたいと思つて、前々からこれは与野党の中でも、そういう意見もありまして、また野党の中でも、野党はそういう意見が圧倒的に強いわけでありまして、今日の各行政官庁の上級幹部という者が、ほとんど東大卒あるいは京大卒というふうな、有名な学校の出身者でなければ本省の部長にはなれない。その他の学校を出た者は、まあ一番成績のいいやつで地方長官——昔で言えば地方長官でありまして、今で言えば、郵政省で言えば郵政局長クラスであります。せいぜいで郵政局長にならばいいところ、そこで大体ちゃんになる。大学を出ていけば、大体とつとことと上になつていく。今日郵政省でも、たとえば五十五歳でようやく末端の、たとえばこの辺の日本橋郵便局あたりの課長になるかならぬか、ようやく課長になつたというふうな程度で、仕事ができるのかといへば、仕事は十分にできる。しかも、そういうふうな仕事に熟練をした人である。一方ではしか

し、そのさらに上に、たとえば日本橋の郵便課長でありましたら、その上には次長がおりますし、それから局長がおりますし、さらに郵政局では郵務部長、各局長なんか、それぞれ上役があるわけでありますが、ところが、昭和二十五年あたりに大学を出て六級職の試験に通った者が、すでにそういう大きな郵政局の人事部長になつておる。大学を出て六級職を通るとどんな上がつていく。三十三か三十四です。そういう地位を占めておる。そういう人は将来は地方の郵政局長になり、さらに本省の郵政局長になるといふことを一応約束をせられておる。こういう形の弊害が非常に多いわけでありまして、こういう点については大臣どうお考えですか。

○手島國務大臣 私、あまり学歴等に拘泥しないで、実際の人材を登用したいと思つています。

○森本委員 今の発言はまことにけっこうであると思ひますが、おそらくは、その発言を大臣がみないたしますけれども、現実これが実行されていまいふうなことが非常に多いわけでありまして。試みに今の郵政省の本省の省議に列席をするところの郵局長以上の顔を見ていただいたら、十分にわかる。優秀な大学でなければほとんど本省の郵局長にはなれないという一つの歴史があるわけでありまして、そういう人事の点については、大臣は今後十分に考慮してもらいたい。たといそれが通信講習所の普通科しか出てなくとも、優秀な人間はほとんど大学を出ておつても、まずい者はまずい。いい者は上げていいわけでありま

すけれども、そういう人事の信賞必罰というものをやってもらいたいといふことを、私は特に要請をしておきたいと思ひますが、同時に、この際、郵局長の方々に、みなおられますので、私は、特にこの大学出の問題について申し上げておきたいと思ひます。これは、たとえば先ほど申しましたように、昭和二十五年あたりに郵政省に入つて、六級職を通つて今日人事部長になつておる。あるいは昭和二十九年、三十一年、三十二年ごろに大学を出て、今現業郵便局の課長になつておるという諸君が多いわけでありまして。こういう諸君は、将来そういう出世コースの卵であるといふところから、現業では同じ課長であつても、一方は五十七か五十四の郵便課長、一方は二十七か二十八の庶務、会計課長、こういうふうになつておるわけですか。ところが、そういう庶務、会計課長あたりになりますと、おれはお前たちと人種が違ふのだ、こういうふうな態度を明らかに持つておる。それで、その当該現業郵便局長の言うことをなかなか聞かない。聞かないどころか、逆に、自分の大学の出身で先輩に当たります郵政局の人事部長、あるいは本省の人事部長、そういうところから、人事部長は前におられますが、本省の人事部長ではないに、たとえば本省の自分の大学出の先輩の郵局長、こういう諸君に、東京に出てきたついでに直訴に及ぶものだから、現業の局長あたりはこががつてしまつて、自分の部下であるところの二十七、八歳の課長を全然よう使えない。こういうふうな下克上の情勢が全国至るところに今日出ておるといふことは事実であります。そういう点につ

いては、通信省の大先輩でありますところの手島さんがせっかく郵政大臣になられておりますので、こういう点の弊害は私はぜひ改めてもらいたい。私は大学出ばかりを攻撃するといふわけではございません。確かに大学において最高学府として優秀な学問を身につけて、そして企画、立案、こういう点には異常な才能を示す人もおられるわけでありまして。しかし、それは示す人がおるといふことであつて、六級職を通つた人が全部頭腦明晰で優秀だ、下からたたき上げた者は全部頭がよくないといふことにならぬわけでありまして。これは先ほど申しましたように、そういう点の人事行政について——これは郵政省だけではございませんが、特に現業を持ちますところの郵政省にはこういう弊害が非常に多く出ておるわけでありまして、そういう点については、この部内をよく承知いたしておられますところの大臣が、今後十分に留意をして、せっかく人事部長が人事局に昇格をするという機会がありますので、こういう機会をのがさず、こういう人事の刷新については、一つ大臣以下、次官、各局長というものは、この点に留意をして人事行政をやってもらいたい、こう思ふわけでありまして、これに對する所見をお聞かせください。私は、あなたがそういう点がないといふならば、具体的な人の例をあげてもけっこうでありますけれども、これは相当地な問題になりますから、具体的に例をあげるといふことはやめさせていただきます。そういう点が非常に多いわけでありまして、この際、大臣から一つ明確な御答弁を願つておきたい、こう思ふわけでありまして。

○手島國務大臣 ただいまの御意見はごもっともでありまして、昔からややその弊風があつたかと思ひます。できただけそういう弊風がないように、正しい人事行政を強く打ち出したいと思つております。

○森本委員 それではこの人事局の問題をおきまして、次に、問題の電波監理局の方に移りますけれども、まず冒頭に、私は電波監理局長に聞いておきたいと思ひます。

電波監理局長は、今度の三部制のこの案について、心から満足をし、どうしてもこれをやつてもらわなくちゃならぬといふかたい決意のもとに、あなたはこれに賛成しておるかどうか、省議ではそういうことでどうしても通さなければならぬといふことになつたけれども、電波監理局長としてはまだこういうように修正をしてもいいという意見があつたのが、それはもう今さら出せない、こういうことであるのか。あなたはほんとうに心からこの案に賛成をして、これはぜひ推進をしてみたいといふ意見になつておるか、うそ偽りのないところを一つ聞いておきたい。これを今後の私の委員会における参考にした、こう思ふわけでありまして。

○西崎政府委員 私がこういうことを申し上げるのも我田引水の感がありまして、電波行政というものが、量的な面あるいは質的な面からいって非常に複雑多岐にわたつておりますので、できるだけこういう仕事を能率的に、しかも適正な処置ができるようにいたして参りたいと思つております。そのためには、やはり現在の機構ではいろいろと不便な点が多いわけでありまして、今回御審議をお願いしております三部制の設置によりまして、分任体制というものを確立していただきまして、先ほどの要請にこたえたいというところで、心からこの御承認をお願いしたいと思つておるわけでありまして。

○森本委員 心からこれを承認を願ひたいといふことでありますから、もしかりにこれが国会を通じて不備な点が出てきたら、あなたはそれのときになつて、私はこう考へておつたのだけれどもというふうなことを言つても間に合ふことを、特に言つておきたいと思ひます。私は、電波監理局の内部には、今回の改正案については相当意見があると思ふ。こんな間に合わせの改正をやつて、今日の日本の膨大になつて参りました電波、放送というものを判然と郵政省が指導し、監督をし、さらに免許部分における問題を取り扱うといふことは、私は非常にこれは疑問を持ちますし、将来の電波行政に対する困難性があるのじゃないか。かえつて、こんな改正をするくらいなら、現行の方がいいことかもしれない。と申しますのは、それじゃお聞きいたしますけれども、現在この課がこれだけあつて、その上にも課がありまして、こういうものを一体三部制にして、どこに三部制にした利益があるのか、その利点を一つお示しを願ひたい。

○武田政府委員 現在は次長が二人おります。それが監視長となつております。次長は局長の補佐でございまして、局長を助けるという職掌になつておりますが、内部の手續といたしまして、事務の分担をきめる場合もござい

ますけれども、ときどき明確を欠くときがございます。今度は部になりますと、これは組織でございまして、部長は当然その組織の責任者として、そういう資格において局長を補佐する、こういうことになりまして、非常にその間の責任の分担限界がはっきりしてくる、こういうこととございます。

○森本委員 責任分担が明らかになっても——たとえば現在の総務課、経理課、法規課、こういうものについて、は、すべてやはり次長を通してという格好に現在はあるわけでしょう。

○武田政府委員 現在の組織のことのお尋ねでございますか。

○森本委員 ええ。

○武田政府委員 そういたしますと、当然次長を通して参ります。

○森本委員 今度の改正では、それがすべて局長直属になるわけですから、課長から——総務課、経理課、法規課、周波数課、技術調査課がそれぞれ全部直属で、局長が決裁をしなければならぬ、こういうことになるわけですね。

○武田政府委員 さようでございます。

○森本委員 今度はその局長のもとに次長というものはないわけですね。

○武田政府委員 その通りでございます。

○森本委員 これはおそらく、現行の次長二名、監視長一名、この三名えらい人がおりますから、この三名を放送部長、無線通信部長、監視部長にすれば、ちょうど次長と監視長が一ぱい一ぱいになる、だから次長から部長になったという事で、中では大した機構改革じゃない、出世する人もあまり

おりませんからね。ところが、そうなる参りますと、私は、局長の任務というものが——大局長でありますから、これは相当やられるとは思いますが、これも、こういう総務課、経理課、法規課、周波数課、技術調査課というようなものが局長の直属になる。さらにそれへ持って参りまして、放送部、無線通信部、監視部長の監督をしなければならぬ。ところが、その他について、たとえば今の放送あるいは電波、そういう関係で陳情がこれこれいろいろある。そういう場合には、今まで次長の二人が、一人が技術関係、一人が行政関係、それから監視長、こう分かれておったわけでありまして、その面で非常に局長をカバーできたと思ふ。そうすると、局長は他の省議における重要な問題にある程度没頭ができた。ところが、今度の機構改革ができて、そういうものはすべて局長が、次長がおりませんから対応しなければならぬ。これは今までと比べて、局長の任務というものが非常に過重になる。それに比べて部長は非常にやりやすくなります。だから、この放送部に昇格するところの放送業務課、放送技術課、それから無線通信事務の航空海上課、陸上課、検定課、これは今までよりかはスムーズに私はいくと思ひます。ところが、それ以外は、今までよりはかは現実問題としてスムーズにいくとは考えられません。これは、私は、西崎局長が郵政省の局長では一番古い人であるし、また、一番腕が立つ人かどうか知りませんが、腕が立つという事でありますから、これくらいのことでは十分になしていただけると思ひますが、今でさえこの電波監理局

長というのは、民間放送、NHK、その他のあらゆる放送界を一手に引き受けて相当の活躍をしなければならぬというところへ持ってきて、内部がこういう格好になって、はたしてこの大きな荒波の中に局長が自由自在に腕ふるえるかどうかという点が、私は非常に疑問になるわけでありまして。要するに、この五つの課が局長に直属になるという事で、でも、局長の任務というものはかなり重くなる。その辺はどうお考えですか。

○武田政府委員 現在も、確かに次長が二人おりました。いろいろと補佐しておりますが、組織上はやはり次長には権限がございせんので、各課がまた全部局長に直接決裁を仰ぐという形になりまして、やっております。ただ、御説のような、かえって局長にかわる者がなないという事で局長の仕事もふえるかとも思ひますけれども、その辺いろいろと内部的には議論もいたしましたし、心配もしたのでございまして、今度こういうふうに三部を作りますと、部長に法制上もはつきりとする程度の権限を分任できますので、その点においてはかなり局長の負担が軽くなる、こういうふうに考えております。

○森本委員 それは局長のもとに放送部長、無線通信部長、監視部長があつて、その下に課長があり、さらに局長のもとに別に第一次長格の次長が一人、ぐらいいれば、これは完璧だと思ひます。あなたはそれは言うけれども、今までは次長というものは、少なくともその他の課のことも、決裁等について、私は、次長の目を通して局長にきていると思ひます。それが直接局長に持つ

ていくということであるとすれば、次長は何をしていくかわからぬという事になりますから、少なくとも次長の決裁を通して局長のところにいく、こういう形に私はなつて思ひます。だから、今の電波監理局というものの仕事の内容と量からするならば、すべて局長が対応をしなければならぬ。民間放送にしても、あるいはNHKにしても、ほとんど局長が対応しなければならぬ。それをカバーしておつたものは、兩次長である。ところが、その兩次長は放送部長、無線通信部長になりますから、その他のことについて口出しをするわけにはいかぬ。そうなる参りますと、電波監理局の局長を完全に補佐をするという次長がほしくなるというのは、これは当然であります。そうでなければ、またこれは私に実際に仕事やりにくいと思ひます。そういう点を考える場合、私は、今回のこの局長、部長制というもののについては、はなはだ疑問がある。私が今言つたようなことで、現実の問題として、電波監理行政に非常に不備な点が出てくるのではないか。出てきたときに、いや、出て参りましてまことに御承知願ひますというふうなことをあなたの方が提案をしたら承知しません。はつきり言っておきます。だから、これが次長がほしいという事になるとするならば、今回は、次長はほしかつたけれども、予算その他について提案に間に合なかつた、こういうことをはつきり言っておけばいいと思ひます。それを、そんなことを言つたら怒られるという事で遠慮して、これが最高の方針であるという事をあなたが言うのだつたら、

現実これに移してそういう弊害が出てきた場合に、弊害がありました、困りましたという事で困る。こういう点は、私は率直にものを言つてもらいたいと思ひます。これは別に郵政省の援護射撃をしておるわけではないのであつて、私が電波監理の行政事項というものを平生横から見ておつて、今度の管理機構というものは、かえって電波監理の行政事務を複雑にし、対外的にもやりにくいことになるのじゃないかという事が懸念をせられるので、この際、そういうことをはつきりしておいてもらいたい。

○武田政府委員 お説のように、この案が一番完璧な最高の案とは考えておりませんが、現存のところではこれでやっております。こういう意味でございまして、特に先生のお尋ねのような渉外的な問題といふものは、やはり今度できます放送関係ではないかと思ひます。その点で一部分をはつきり——放送部長というのでございますから、なるべく局長の負担を軽くして運営できるように考えたい、こう思つております。

○森本委員 それはもう私が質問をいたしまして、官房長はなかなか慎重な人でありまして、繰り返して言つておきますが、私が今言つておるうちに、次にもしあなたが提案をする、あるいは郵政省がそういうふうになつてくれという事になりまして、そういうときは、平身低頭してこなければ、こで言つたこととまるっきり問題が違ふという事になります。私は、これはおそらく問題になることはわかつておりますので、今から注意を

しておきたい、こう思うわけでありま
す。

次に、電波監理局の問題で聞いてお
きたいと思ひますことは、現在次長
二人、監視部長一人おるのであります
から、その次長と監視部長を放送部長、
無線通信部長、監視部長にするとい
うような考え方をとおさく持つておるだ
ろうと思ひますが、これは人事の問題
でありますから聞きませんけれども、
こういうふうな本省の機構改革をいた
しますと、地方電波監理局の組織が現
在のままであるとするならば、これは
ちよつと指揮命令系統がおかしな格
好になりはせぬか、やはり本省の電波
監理局の機構をこのように改革を
すれば、地方電波監理局の総務部、免
許部、監督部、監視部というふうなも
のを一応本省に合わせたような格好に
しないと、命令系統が乱れるような形
になりはしないか、こういう点が考え
られるわけでありますが、その点の関
連性はどうお考えですか。

○武田政府委員 従来とも地方の組織
と本省の組織とは同じラインをとつて
おりませんので、この点いろいろ問題
がございます。今回こういう形でいた
しましたが、あるいは将来、従来の実
績も考へて、地方の組織の検討を行な
わなければならぬかとも考へており
ます。

○森本委員 地方の検討を行なわね
ればならぬということであるならば、
検討してもらいたいと思ひます。

もう一つ、この三つの部にいたした
ことについて、放送部と無線通信部と
いうものと、この監視部というものを
同格の地位に置いて部にするといふこ
とは、私はどうかと思う。というの

は、監視部という仕事と放送部、無線
通信部の仕事とは、まるきり角度が違
うわけでありまして。監視部というの
は、現業郵便局と同じように、二十四
時間ぶつ通しの、現業の最先端に立っ
ておるわけでありまして。そういう考へ
方からいくとするならば、この監視部
というものを他の放送、無線通信部と
同じような形において部をこしらへる
ということとは、ちよつとおかしいの
じやないか。この監視部については、
ほんとうを言へば、何らか別の形の機
構を考へてしかるべきではないか。こ
の問題についてはあなたはまだ知ら
ぬと思う。おそらく電波監理局長が一
番知つておられると思ひますが、これ
はもうほとんど郵便局と変わらない、
現業の最先端の——しかも、この間私
は視察に行きましたけれども、北海道
の帯広付近の監視部あたりは、非常に
僻地であつて、有資格者が希望者が少
ないといふことで、なかなか困るとい
うような関係を聞いたわけでありま
す。それがこれにいたしまして、電波の監
視といふことは、外国の混信、不法電
波といふものを検知するにはきつめて
重要な役目を持つておるわけでありま
す。今後ますますこの監視部の技術と
いうものは非常に重要な役目を持つて
くるわけでありまして、特にこういう
辺境の地域にこういうものは多いわけ
であります。そういう観点から言ふな
らば、この監視部という仕事をその他
の行政事務と同格にして取り扱うとい
ふことは、私はふに落ちない点がある
わけでありまして。これは官房長よりも
電波監理局長から答弁を願ひたいと思
うわけでありまして。

○西崎政府委員 今先生のお説のよう

に、同じ電波行政部門としましても、
電波監視の仕事というのは、多少性質
が違つておると思ひます。現業的な要素が
最も強いものであると思つておるま
す。われわれとしましては、かねがね
こういうものの運営機構といふことに
は検討を加へておるわけでありま
す。しかし、この電波監視の仕事は、そう
いふ現業がもちろん重点ではありま
すが、それに基づくいろいろな行政措
置といふものも、それに伴つて行なつ
ておるわけでありまして。そういう意味
で参るのが一番適當だ、こういうふう
に判断したわけでありまして。

○森本委員 どうもあまり要領を得た
答弁ではありませんが、とにかくこ
この監視部といふものが現業部門で
あるといふことの認識を、やはりもう
少し電波監理局長としても声を大に
してまず郵政省内からPRすべきだと思
う。省内外、この監視部があつてい
う重要な仕事をしておるといふこと
を、おそらく私は、保険、貯金局長な
んといふものは知らぬと思ふ。まし
て、これが末端へ行つて郵政局長あた
りに聞いてみると、さつぱりわから
ぬ。それが同じような問題として、一
部局として取り扱われるといふことに
ついては、私は非常に疑問があるの
で、これは将来の問題として残してお
きたいと思ひます。

そこで、今回の電波監理局の機構改
革にあわせまして、郵政省の定員が百
一人増員することになつておるわけ
であります。これをちよつと説明願ひ
たいと思ひます。

○武田政府委員 百一人の内訳を申し
上げますと、一般会計所属の職員が九

十七名でございます。これは電波監理
局三名、地方電波監理局二名、電波研
究所八十五名、これを現在非常勤者で
ございまして、これを本務者にする
それから電波研究所は七名増員でござ
います。これは新規の増員でございま
す。それから特別会計所属の職員は四
名でございます。合わせまして百一
名、以上でございます。

○森本委員 特別会計所属の四名とい
うのはどういふことですか。

○武田政府委員 東京郵政局と大阪郵
政局にそれぞれ次長を一人ずつ置きま
す。それから東京郵政局の部長を二人
ふやします。これは郵務部と人事部を
それぞれ二分いたしましたして、合せて
二名、従つて特別会計が全部で四名、
こういうことでございます。

○森本委員 そういたしますと、東京
郵政局と大阪郵政局の次長を一名ず
つ、それから郵務部長と人事部長は、
これは東京ですか、大阪ですか。

○武田政府委員 東京郵政局でござ
います。

○森本委員 そうすると、その郵務部
長が二人できるわけですか。

○武田政府委員 さようでございま
す。

○森本委員 それは第一郵務部長、
第二郵務部長という名前になるわけ
ですか。

して、大体内局長候補といふところ
でございます。

○森本委員 局長候補といふのは、地
方の郵政局長、監理局長候補、こうい
うことですか。

○武田政府委員 そういう意味でござ
います。

○森本委員 一応はつきりました。
それからちよつと聞いておきたいと
思ひますが、現在東京郵政局には副局
長といふのがおられるのじやないで
すか。

○武田政府委員 現在はおられません。
○森本委員 前におつたのはやめまし
たか。

○武田政府委員 一時そういう時期も
ございましたけれども、先般の人事異
動に伴ひまして転出したいたしましたし、
現在はおりません。

○森本委員 そういたしますと、今ま
でのように兼務でない、副局長の資格
にあるところの次長がござい、こうい
うことになるわけですね。

○武田政府委員 さようでございま
す。

○森本委員 それから、これは現在臨
時補助員としてこの九十七名というも
のは採用しておると言うわけですね。
それを本定員に切りかえるといふわけ
ですね。

○武田政府委員 非常勤者を本務者に
切りかえますのは九十名でございま
す。

○森本委員 この九十名といふのは、
すべて電波監理局関係ですか。

○武田政府委員 先ほど申し上げまし
たように、電波研究所が八十五名で
ございます。それからあと五名が本省及
び地方の電波監理局でございまして。

○森本委員 これは現在臨時補助員で
すか。

○武田政府委員 身分は臨時補助員で
ございませう。

○森本委員 これはいつから切りかわ
るようになるのですか。

○武田政府委員 この改正案は、四月
にさかのぼって切りかえをするように
お願いしております。

○森本委員 おそらく、この電波監理
局関係の定員については、研究所が八
十五名ということでありまして、研
究所に重点を置いておられるわけであ
りまして、他の地方の電波監理局等にお
ける定員は、これは十分ではないとい
うことは、現状では足りないというこ
とは、あなた方も認められておると思
います。その点どうお考えですか。

○西崎政府委員 今先生おっしゃいま
したように、電波行政にたずさわって
おります職員は、電波監理行政が確立
して二十五年来の電波監理行政が確立
してからのことといたしまして、おれ
れの方といたしましては、その増員とい
うことにつきましては、各年度の予算要
求に對しまして最善の努力はいたして
おるつもりであります。今後ともその
線をやつて参りたい、こう思つており
ます。

○森本委員 これは一つ、電波監理局
関係の定員については、十分に来年度
予算編成等においては考へていかなけ
ればならぬ問題であるというふうな私
は考へるわけでありまして、この点に
ついて大臣の考へ方を聞いておきた
い、こう思つております。

○手島國務大臣 電波行政が急激に仕
事がふえて参りましたので、定員と多
くは、少くはない点が多いと思ひますが、
来年度予算では十分この点について力
を尽くしたいと思ひております。

○森本委員 それからこの際、ちよつ
と聞いておきたいと思ひますが、有線
放送電波に関する法律という法律があ
るわけでありまして、この有線放送電
波に関する法律を所管する部局は郵政
省でございませうか。

○西崎政府委員 電波監理局でござ
います。

○森本委員 そうすると、電気通信監
理官は電波監理局長の部下でございま
すか。

○西崎政府委員 有線放送と申しま
しても、有線放送業務の運用の規正に
する法律ということだと思ひるのでござ
います。

○森本委員 違ひ。これは有線放送業
務の運用の規正に関する法律という法
律と、有線放送電波に関する法律と、
二つの法律があるわけでありまして、
有線放送業務の運用の規正に関する法
律というものは、これは電波監理局が
やるといふことは判然としております。
ただ、有線放送電波に関する法律とい
うものを所管するのはどうか、こうい
うことを聞いておられるわけですか。

○吉澤説明員 お答え申し上げます。
有線放送業務の運用の規正に関する
法律は電波監理局、それから有線放送
電波に関する法律は電気通信監理官で
あります。

○森本委員 そういたしますと、この
有線放送電波に関する法律の内容とい
うものは、郵政省設置法にあるところ
の電気通信に関する事項とお考えか、
それとも放送の業務に関する事項とお
考えか、これをこの際はつきりしてお
いてもらひたい。

○吉澤説明員 有線放送電波に関する
所管の問題は今申し上げた通りでござ
います。その放送の内容につきましては、
議員立法で御承知の通り、有線
放送業務の運用の規正に関する法律と
いうのがつくられたわけでありまして、
その放送内容につきましては、これは
その法律の定めるところによりまして、
電波監理局長の所掌ということにな
るわけでありまして、有線放送電波
につきましまして、これは電気通信設
備としてやつておられますので、電気
通信監理官のもとでこれを管理、監督
しております。

○森本委員 だから、この法律をつ
くつたときには、私も参画してつ
くつたわけでありまして、よく覚え
ておりますが、ただ、有線放送電波に
関する法律というものは、放送と電気
通信と両方動物みたいな形にこの法律
がなつておられるわけでありまして、
郵政省は、設置法に基づいて、この電
気通信というものと放送というものを
明らかに別々に区別しておられるわけ
であります。そこで、本省では、この有
線放送電波に関する法律の所管が電気
通信監理官になつておられるわけであ
ります。ところが、本来ならば、これは
電気通信監理官が所管するといふこと
であつても、その放送に関する部門は
電波監理局長の所管になるのがはんと
うなもので、ところが、末端の方に行
くと、この有線放送電波に関する法律
が地方電波監理局において所管をせら
れておられる。その地方電波監理局に
おける有線放送電波に関する事項だけ
は電気通信監理官から命令を仰ぐ、実
際人事行政の指揮命令系統というものは
地方の電波監理局長ということになつ

ておられるけれども、この有線放送電波に
関する業務上の指令というものは、本
省の電波監理局長でなく、電気通信
監理官から行く、こういう形になつて
いるわけでありまして、これは今有線
放送電波の問題が全国的に相当問題に
なつておる今日において、郵政省とし
てもこの指導監督行政というものを一
元的にしておく必要があるのではない
か。そこで、電気通信というこ
なつた場合には、当然これは、私は電
気通信監理官の所屬に属してけつこう
だと思ひます。ところが、地方の段階にお
いて、電話業務を全然やつていないと
ころの地方電波監理局長がこれを所管す
るといふことについては、まことにこ
れは不可解なことである。だから、ほん
とくは、実地を調査して、これで適當
であるといふことによつて許可をする
建前になつておられますけれども、すべ
てほとんど半分は文書上によつてこ
の認定によつて許可をする。ところが、
法律に違反する格好の許可を郵政省
は行なつておられるといふ、まことにち
がはな行政機構が出てきておられるわ
けであります。こういうことを考へてみま
すと、この所管事項については、郵
政省には郵務局というものがあつた
い、その郵務局の中には、電電公社の
いわゆる電信電話を委託せられた
委託業務というものがあつたわけであ
ります。そういう面からいいますと、特
定郵便局の電話交換業務についての指
揮監督命令系統というものは、すべて
この郵務局から各郵政局の郵務部を通
じて行なわれておられる。ところが、こ
の有線放送電波は、現実になつておる
ところ、その特定郵便局の交換を
通つてということが非常に多い。こ

非常に末端の方では、この行政命令系
統について困つておられる。私は、だ
からこの際、この有線放送電波に
関する問題については、中央は電
気通信監理官であつてもけつこう
であると思ひます。地方はこれを
地方の電波監理局長から郵政局に
移し、そして郵政局の郵務部の方
にこの監督指導行政というものを
行なわしめた方が、一元的に行な
われるのじやないかという考へ方
を持っておられるわけでありま
すが、これは統一をいたしました見
解であります。これは郵次官から
お答えを願ひたい。これは郵務
局長、人事すべてに關係がござ
いますので、中ではどういふ争ひ
を行なつておつたのではどういふ
事務次官から統一ある事務的な御
回答を願ひたい。

○西崎説明員 ただいまお話し
の有線電話の問題につきましては、これは
監督行政部門に属します。それから郵
務局系統でやつておられます特定局で
扱いますところの電気通信、これは委託
部門で、現業部門でございませう。私
どもの方が委託されて直轄直営してお
る事業でございませう。これを一緒に
してはなかつたかといふような点もござ
いまして、実は先生の御指摘のよう
な点もあつたかと思ひまして、この法案
を出すときに一応検討したのであり
ますけれども、そういうふうな議論
もございまして、今回は見送ることに
したのでございませう。将来、現在
地方電波監理局でやつておられます事
務がいろいろ支障があるといふことは、
地方の電気通信局、それから郵政局
との連絡が不十分なためであつたか
と思ひ

ますので、そういう点につきましても連絡を緊密にして、運用の上で一つ万全を期していくということをやつて参りたいというふうに考えておる次第でございます。

○森本委員 今の問題については、これは機構の問題でありますから、機構の問題として権限の問題も十分含まれておるわけでありまして、それからさらに、これから先、有線放送電話に關する部門が相当大きなウェートを占めてくるということは、これは理の当然であります。それが今、中央では電氣通信監理官がこれを所管をし、地方では電波監理局がこれを所管をするということは、非常に複雑な機構になつてくるわけでありまして、これは何らかの形の統一をした考え方をぜひ郵政省としては検討願いたい。おそらく通常国会にはこれに關するところの法案が出される形になると思ひますけれども、そういうことでは、なかなかこれに對処することはできない。もっとも郵務局は委託業務を行なうところであるから、現業と監督行政とは判然と違ふことであるという理屈もわかりますけれども、しかし、電話業務について郵政省で一番知っているのは郵務局であります。そういうことを十分に総合的に一つ考えて、私は、次の国会あたりには、その問題におけるとの総合的な統一をした形の回答ができるように部内で検討願いたい、こう思ひ聞いておつて、くろくとうでありますから、大臣はよくおわかりと思ひますが、これは部内におきます行政部門としての相当重要な部門になつてくると思ひますので、一つの宿題として

て省内で十分検討願いたい、こう思ひわけでありまして、これに對する大臣の御所見を聞いておきたい、こう思ひわけでありまして。

○手島國務大臣 お話の通りであります。有線放送電話というものは突然生まれたものでありまして、郵政省としまして、この監督をどうするかということは相当研究しなければならぬ制度であります。十分研究いたしまして、つばな制度にしたいと思つております。

○森本委員 それから次は、これはやはりここから先が一番重要な問題であります。この郵政省設置法の中でやはり一番重要な問題は、この臨時放送關係法調査会の設置であります。これが今後どうなつていくかということについては、日本の今後の電波放送、マスコミのあり方についてこれが審議をせられ、答申をせられるわけでありまして、これは非常に重大な問題になるわけでありまして。そこでまず、私は、この調査会というものについての内容から聞いてみたいと思ひますが、調査会というものはどういふ形に置いて設けられるように考えておられるのか、その内容をまず御説明を願いたい、こう思ひわけであります。

○武田政府委員 調査会は、委員十五名以内をもつて組織する。それから専門委員も十名程度置くことにいたしまして、それで会を運営しよう、こういうことを政令で定めるように予定いたしております。

○森本委員 これは大臣の諮問機關といたしましてありますが、これは諮問機關になりませんか。

○武田政府委員 さようでございませう。

○森本委員 この予算は幾ら組んでおるわけでありませうか。

○武田政府委員 百八万二千円組んでおります。

○森本委員 そういたしますと、この委員十五名以内というのは、この委員の構成というものは、やはり会長、副会長というふうなものをこしらえるわけですか。

○武田政府委員 会長、副会長、委員、こういうふうな考えております。

○森本委員 十五名以内の委員というのは、どういふ方面から選ぶつもりですか。これは政治問題になりますから、大臣から御回答願いたいと思ひます。

○手島國務大臣 今考えておりますのは、學界、教育界、言論界、財界、文化界及び芸術界等から経験者を選びたい、こういうふうな思つております。

○森本委員 もう一ぺんちよつと言つてみて下さい。

○手島國務大臣 學界、教育界、言論界、財界、文化界及び芸術界、そういう方面から学識経験者を選びたい。

○森本委員 これで各方面を網羅したというふうにお考えですか。国民の最大多数の各界の重要な意見が全部これで聞かれる、こうお思いですか。

○手島國務大臣 大体そういうふうな考えております。

○森本委員 財界の代表を選んで、労働界の代表をどうして選ぶか、日本のごく少数の財界の一部分の意見を聞いて、最大多数の労働大衆の意見を聞かないということは、ちよつと私はおかしいような感じがするわけですが……

○武田政府委員 前から補足して申し上げます。ただいま大臣が申しましたのは、例示的に言われたものでございまして、必ずしも學界一人とかそういう意味じゃございませんので、學界、教育界、言論界、実業界あるいは芸術方面等広く学識経験者、こういうふうな意味で申し上げたわけでございます。

○森本委員 だから、等々くというのは、その中に、労働界というものが当然入るだろうということを聞いておるわけですか。入るといふように官房長返事ができるのですか。

○武田政府委員 別に労働界を入れないという意味でございませんで、こういう意味でございませんで、こういう方面から広く、こういう意味でございませう。

○森本委員 入れないという意味でなかつたら、學界、文化界、教育界、言論界、財界——財界というなら、財界、労働界と、こう言うたらいいじゃないですか。それを言わぬところにおかしところがあるもので、しつこく食ひ下がつてゐるわけであつて、このごろは、労働界の代表というものは、こういう審議会にはほとんど入つておるわけですよ。大臣、それはどうですか。

○手島國務大臣 特に労働界の人を入れないというふうな意味は毛頭ありませんが、広くそういう方面から学識経験者を入れるという意味であります。

○森本委員 しつこいようでありますけれども、広く学識経験者を選ぶ、それはどういふところから選ぶかといえ、學界、文化界、教育界、言論界、財界、労働界、芸術界、そういう方面から選びます、こういうことでもいいわけですね。

○手島國務大臣 けつこうであります。

○森本委員 初めからそう言えば簡単に済むのです。これは今後は一つそういうふうにお願ひ申し上げたいと思ひわけです。そこで、この委員十五名内外の人選については、かなり慎重な配慮を要すると思ひますが、ところで、この調査会というものは、単なる諮問機關ということでありませうか。それとも、これから答申をせられたいわけの答申案というものについては、これにかなり尊重したものを郵政省が土台にして、放送全般についての行政を考え、国会に提案をする、こういう形になるのか、単なる参考意見として、諮問をするということになるのか、その調査会から出て参りました意見というもののについては、これを十分に尊重して、いわゆる法律改正についてはそれに持つていきたい、こういう考え方であるかどうか、その点を大臣に聞いておきたい。

○手島國務大臣 ただいまの御質問で、この調査会から出ました答申は、相当重く考えて処していきたいと思ひます。

○森本委員 相当重くということになりますと、日本語で言うとは簡単でありますけれども、重いつつことの比重が非常に問題になつてくるわけでありまして、そういうことは別といたしまして、この調査会が取り上げる問題については、放送法だけではありませんか。それとも電波法についても取り上げますか。

○武田政府委員 もちろん、放送法、電波法全体の、現在の放送關係を規制してあります法制一切を含むもの、こういう意味でございませう。

○森本委員 初めからそう言えば簡単に済むのです。これは今後は一つそういうふうにお願ひ申し上げたいと思ひわけです。そこで、この委員十五名内外の人選については、かなり慎重な配慮を要すると思ひますが、ところで、この調査会というものは、単なる諮問機關ということでありませうか。それとも、これから答申をせられたいわけの答申案というものについては、これにかなり尊重したものを郵政省が土台にして、放送全般についての行政を考え、国会に提案をする、こういう形になるのか、単なる参考意見として、諮問をするということになるのか、その調査会から出て参りました意見というもののについては、これを十分に尊重して、いわゆる法律改正についてはそれに持つていきたい、こういう考え方であるかどうか、その点を大臣に聞いておきたい。

○森本委員 そういたしますと、電波法についてもこの放送法の調査会の内容に入る、こういうことですね。

○武田政府委員 放送に關連いたしません部分が入ります。

○森本委員 放送に關連する部分の電波法は入るということでありますけれども、これは電波法を考へていくということであり、やはり電波法全体を考へていかなければならぬということになって、電波法の放送に關する事項だけということはおかしくおかしうございますが、それは電波監理局長どうですか。

○西崎政府委員 今御説のように、電波法に放送に關する部分が非常に多いわけで、また、無線局の一環という立場から放送を考へる必要もあるわけであり、当然電波法自体が検討されることになるかと思ひます。ただ、電波法自体の改正という問題につきましては、あわせて役所の方で検討して参りたい。一応放送に關連した部分は、この今度できる予定の調査会で御審議を願ひ、その他の部分につきましては、役所の方で改正案について調査審議していく、こういう考へ方でありま。

○森本委員 そういたしますと、この調査会としては、今の放送法について、現在の放送のあり方について根本的に再検討する、こういうふうな考へてよろしうございませうか。

○手島國務大臣 御質問の通りでありまして、全般的に、根本的に研究したいと思ひます。

○森本委員 そういたしますと、現在の放送法というものが、これは日本放送協会の事項がほとんどであつて、一般民間放送に關しては放送の若干の規制の部門が載つておるというにすぎない。場合によつては、これが日本放送協会法、それから放送法、電波法という三つの形になるかも知れませんし、あるいはまた現在の民間放送のあり方について、あるいはまたNHKの現在の料金制度について、あるいはNHKの根本的なあり方について、そういう点についても、この調査会において根本的に日本の放送界のあり方を討議する、こういうふうな解釈していいかどうか。

○手島國務大臣 その通りであります。

○森本委員 そうなりますと、これはかなり重要な調査会になってくるわけでありまして、各方面がこの調査会には非常に注目せられると思ひますが、そこで、委員の人数については、先ほど言われましたのでわかりましたけれども、さらに専門委員を十名程度というふうなことを言われましたが、この専門委員というものはどういふ内容ですか。

○武田政府委員 これは、調査会が発足いたしましたして、そして調査会において必要と認められる部分について専門委員を御任命願ひたい、こういうふうな考へております。

○森本委員 必要と思われる部分については調査会がきめるといふことでありますが、そうなりますと、郵政省として、現在専門委員というものをどういふふうな置かなければならぬ、こういうことについての郵政省の考へ方をお示し願ひたいと思ひます。

○吉澤説明員 お答えいたします。専門委員は、先ほど官房長が申し上げ

ました通り、これは調査会が発足しましたして、調査会自体において決定せられる事項であるわけでございますけれども、われわれが一応の構想として考へておる点を申し上げますと、委員が十五名おりますので、十五名でそれぞれ分科会みたいなものができ得るであらう、分科会にそれぞれ専門委員を割り振りまして、専門的な事項について委員から調査検討を命ずるといふような形がおそらくできると思ひます。

○森本委員 その専門委員というのは、要するに郵政省の役人になるのか、あるいは一般から専門委員というものを委嘱するの、そういう点を聞いているわけですか。

○武田政府委員 大体は外から、たとえば法制に明るい人とか、あるいはまた電波の技術關係の明るい方とかいふようなことになると思ひます。

○森本委員 そうなりますと、この委員、専門委員というもののについての待遇はどうなるわけですか。

○武田政府委員 委員及び専門委員の方には委員手当を予定しております。大体その額は、委員は一回二千五百円、専門委員は一回千二百円程度というふうなことを予定しております。

○森本委員 これは大体月何回くらい会合をやるつもりですか。

○吉澤説明員 調査会の委員会なるものは月一回、それから専門委員は大体月二回程度であります。

○森本委員 これは、日本の将来のテレビ、ラジオという放送に關する事項を根本的に検討しようという、非常に重要な会議であります。そういう重要な会議において、はたして一日二千五百円くらいで、しかも優秀な人が集

まってくるかどうか。もっとも、優秀な人が集まってくれても、たった二千五百円くらいだから、二時間か三時間お茶を飲んで、ごたごた言つてみたら、あとは原案は郵政省の役人がつくつてしまふからというふうな根性でやるとするならば、これは別でありま。

○森本委員 そうでなしに、広く各界の識者の意見を網羅して、そしてその各界の識者の意見によつてこの原案をつくるということになるとするならば、今のこの忙しい時期に、よほどひまな人で、よほど放送に關する問題に熱心でなければ、来て熱心にやつてくれ

るという事はなかなかあり得ないといふふうには考へるわけであります。○武田政府委員 御説のように、もっとたくさんお出ししたいと思つておるのではございませうけれども、何分予算の關係もございまして、一応こうなつております。また、これは大体二年間を予定しておりますので、最初の一年は主としていろいろ資料収集、調査といふようなことで、おおむね月一回で

もいふではないか、二年目に入りますと、もっと頻度を多くしなければならぬかと考へておりました。それは、会が發足いたしましたからまた運営をよく考へていきたい、そしてまた、予算措置等も考へたい、こう思つております。

○森本委員 今の各種調査会とかあるいは諮問委員会というものは、そういうふうな委員が随分多い人がおつて、五つも六つも兼任をしておるといふような人がたくさんおる。それが有名な人であつて、あつちの会にちよつと顔を出し、こつちの会にちよつと顔を

出すといふことでは、その会が専門的にじつくりと腰を落つてやるといふことにはならぬわけでありま。少なくともこの調査会の人選にあたつては、四つも五つも委員を兼任しておるといふような人については、これはもう遠慮してもらふといふふうな考へ方にならうと思ひますが、その点どうですか、大臣。

○手島國務大臣 道任者が非常にたくさんおるわけでもないと思ひますので、多少ほかの方にも行かれる人があるかと思ひますが、できるだけ専念してやつていただくような人を任命したいと思ひます。

○森本委員 これは四つも五つも委員を持つておつて顔だけ出せばいいといふような人を任命してやるくらいだったら、初めから調査会などという隠れみのをこしらへずに、郵政省が堂々とこれを審議して、郵政省の責任において、政府の責任において国会に提出するといふふうなやつた方がましであつて、少なくとも各界の意見を十分に聞いてやるといふことであるとすれば、これはやはり相当熱心に、たつた月に一回の会合であつても、その間には現地も見るし、あるいは資料を持つて帰つて十分に検討する、わからぬところがあれば事務局に電話をかけて聞いてみるというくらい熱心さを持たなければ、この調査会の成功というものはとうてい及ばないわけでありま。そういう点は大臣が人選のときに十分にお願ひをしたい、こう思ふわけでありま。

○森本委員 そういふことになると、一日二千五百円というのは、予算がござい

ませんから云々という官房長の話でありますけれども、NHKの経営委員は、一日出れば二万円出ているわけでありまして、同じ放送関係であります。一日の日当が二万円あります。しかも、この調査会は、そのNHKの根本的なあり方についても討議しようという放送調査会でもあります。そういうふうな放送調査会において、二千五百円ぐらいでほんとうに優秀な人が来てくれる——そういう熱心な人は金額の多少にかかわらずやってくれるとは思いますが、やはりそういうことを依頼するならば、依頼をする方で十分考えていかなければならない。何ぼ予算がないからといって、この程度では、私は出てくる委員に熱心さを要望するということは無理じゃないかと思う。これはほかには何かやり繰りする方法はないのですか。

○武田政府委員 委員手当は大体そういうふうになっておりますので、また次年度の予算折衝の際にはできるだけ努力したいと思っております。

○森本委員 次年度は次年度の予算のことになりますけれども、私が聞いておりますのは、今年度においてもそういう各界の有識者というものを網羅するならば、郵政省の予算内においてもっと他に、この二千五百円というもののいい方法ははないのか。官僚の諸君というのは、こういうことをやるのはうまいものです。何か他に、この委員が出てきて喜んで出てこれるというような措置をとるやり方はないのか、合法的に。法律を犯されてはたまりませんから、合法的にもっとやるいい方法はないのか、こういうことを聞いておるわけでありまして、経理局長はきょう来ておりませんが、わかりませんが、どうですか。

○武田政府委員 委員手当といつたこと、政府の付属機関であつてこういったような関係の委員手当は基準もございまして、大体ほかのやり繰り云々というお話もございましたけれども、国の予算の使用でございまして、十分にできないと思ひます。

○森本委員 十分にできない、次年度の予算からということになるとするならば、いっそのこと次年度から発効した方がましですよ。そのくらいの予算もようならぬような郵政省だつたら、初めからこういう調査会をつくらぬ方がましです。調査会をつくって各界の人を網羅したわ、待遇はないわ、その調査会が何やらわからぬ形になつたわ、実際に出来た案は役人の案であつたということになると、全くこれはまづいものだ。ほんとうにこれをやるつもりなら、大蔵省とか合つて、その予算がとれぬようだつたら、あつさりあきらめてしまふというやり方が私は正しいと思う。だから、その点については現在どうにもならぬという官房長の答弁でありますけれども、どうにもならぬやつたら、私は、来年度の予算が編成をされるときに郵政省は大蔵省と予算折衝をやつてみて、その範囲内でできるということになるとするならば、そのときにこそこういう重大な案件はかけてもいいのじゃないか、こう思うわけでありまして、このこと一つだけを考えても、私は、こういう問題

についてはなかなか疑問がある、こう思うわけでありまして、それはそれといたしまして、先ほど官房長が答弁をいたしましたように、この存続期間を二年というふうな区切つておりますが、二年と区切つた理由はどこにありますか。

○武田政府委員 事柄は、非常に重要な内容を御調査願う機関でございまして、関係の再検討ということも非常に急がれておるものでございまして、それやこれやの事情がございまして、なるべく早く結論を出したい、こういうところから、第一年は主として調査、二年目に御審議願う、こういうような意味合いで二年といたしたわけでございます。

○森本委員 なるべく早くやるということなら、一年でいいですよ。

○武田政府委員 非常に多方面にわたりますので、やはり二年かかるのじゃないかと思ひます。

○森本委員 二年というふうな区切つておりますが、あなたの方は二年間——一年間は調査、それからあと一年は十分にこれを審議する、こういうことでやりたい、こういうふうに言われておりますが、そこで、私は、現在の問題で聞いておきたいと思ひます。これは、今の段階においては、FM放送なんかの実施がもはや目前に迫つておると思うわけでありまして、それから、宇宙通信の開発等についても、これは目前に迫つておるわけでありまして、こういう問題について、まず一つ一つ分けていきたいと思ひますが、FM放送の実施段階における免許その他については、現在の放送法に基づいて、この調査会の放送法の検討いかんにかかわらず進めていく、こういう考え方であるのかどうか、大臣に聞いておきたいと思ひます。

○手島國務大臣 今度の調査会は、放送全般の問題を調査するという目的でありまして、現実の問題の免許等FMの問題なんかは関係なくやつていきたい、こういうふうな考えでおります。

○森本委員 そういたしますと、FM放送の免許、そういう問題については、現行のこの放送法に基づいて、この調査会における問題とは別個に考えていく、こういう段階にならうと思ひますけれども、そこで私がお聞きしたいのは、それは言つても、この放送調査会が将来の日本の放送界のあり方を討議をするということになりまして、今回電波の最後の媒体としてのFM放送を許可するということになりまして、その許可をすることによって、一つの日本の将来の放送界のあり方というものが判然と浮き上がつてくるわけでありまして、これが判然として浮き上がつてきたけれども、放送調査会がそれとまるきり違つた結論を出したという場合になると、これは非常に困つた現象になると思ひわけでありまして、その辺の関連を大臣としてはどうお考えになるか。たとえばFM放送については、もはや来年の四月までにやらなければならぬ、早ければ本年の十一月ころにはやらなければならぬ、こういう段階にきております。そこで、FM放送を、今の民間放送、さらにNHK、こういうものに、現行の放送法に照らして、現行の放送業務として許可をすることになるとするならば、現在の放送形態がそのまま続いていくということになるわけでありまして、そういたしますと、一たん許可をして、設備に膨大な資本を投下をしてきた以上は、これを軽々に合併をしようとするというものはなかなか不可能になつてくるわけでありまして、その辺は、最後の媒体としてのFM放送を許可するという、この調査会と関連なしにその問題を進めていくということに言われるけれども、実は調査会で答申を出すところの答申案というものの非常に関連性が出てくるわけでありまして、その間の関連をどうお考えか。これは非常にむずかしい問題でありますけれども、この回答がないことについては、なかなか日本の将来の放送界のあり方というものは決定されにくい。その辺をどう大臣がお考えになつて、この調査会とFM放送の実施を進めていくかということに、私は疑問を持っております。

○手島國務大臣 調査会は御存じのように、二年間も調査をする。FMの問題は、そう二年も先まで待つておれないという問題がありますので、FMの免許をするときには、長い将来の放送事業をどうするかというのを考えながら、新しく研究される法制とはあまりに違わぬようなものにして、FMの免許をする以外には、現在のところは道がないと思ひます。

○森本委員 だから、たとえばの話、今度のFM放送の許可が、今の中波放送、ラジオ放送の革命的な問題になる。たとえば中波は、今の電力関係のように各ブロックごとに一つの大きな会社にして電力を増強すれば、けっこう間に合う。ところが、今のFM放送については、これを今の民間放送のテ

レビと合体させて今のようなのをやつていく、あるいは中波放送をそういう形に切りかえるというふうなことを構想に描くとするならば、F M放送を許可するときに、そういう構想を描きながら許可をしていかなければならぬわけだ。ところが、調査会は調査会で独自の判断によって二年間検討してその方向に進んでいく、F M放送の実施については、郵政省は現行において行なっていくということになりますと、そこでF M放送を民間放送に對して許可をしたことが、将来の放送界のあり方に一つのレールをしくということになるわけなのです。関係はないとは言いがた、それを根本的に百八十度ひっくり返すということは、これは調査会としては出しても無意味になつてくるわけでありまして、放送界を再編成することであるとするならば、今度のF M放送の許可が最後のチャンスであります。これを除いたら、日本の放送界を再編成することとは不可能であります。そこに私は私なりに疑問に思う点があるわけでありまして、また、日本の放送界全般が、今度の問題についての疑問を持つておるわけでありまして、その点については、今の大臣の答弁では、やはり私は、そういう放送界の疑問というものはなかなかとれないと思うわけでありまして、その辺の関連を大臣がもう少し明確にしてください。これは最後の媒体でありますから、くどいようでありませうけれども、日本の放送界を再編成をして、放送界はかくあるべきであるという方針をきめる以上は、このF M放送の許可が最後の機会でありまして、これを一度許可をした以上は、根

本的に再編成をするということとはほとんど不可能であります。その辺の関連性というものを考えながらいくと、調査会は調査会でいく、F M放送の許可はもはや来年度の実施の段階に移すということでは、これはちつともお話にならぬ。これは非常に重要な問題であります。

○手島國務大臣　ただいま関係なく進んでいきたいと申しましたのは、調査会は二年も先に結論が出る。F Mの問題は、現実の問題として、二年まで待てない問題だ。従いまして、現在F Mの問題を解決するには、現在の法制のもとでやるしか仕方がない。しかし、そのやりやすさの場合に、どういふものに免許するかというのをきめますときには、将来の日本の放送事業というものをどういふふうにしていくかということを一応省としては考えまして、その線で、この調査会の結論が出た場合に非常に混乱を来すというふうなことのないうちに、できるだけ努めていきたい、こういう意味であります。

○森本委員　それはできるだけ努めていきたいということであつて、現状の放送法に基づいてF M放送を許可しようとするならば、よほどの郵政省の大英断がない限りにおいては、放送界はかくあるべきである、放送事業はかくあるべきであるという考え方を郵政省が持ったにいたしてしまつても、そういう大英断的なF M放送の許可をするということは、おそらく現状では不可能であります。そうなる参りますと、調査会の方は調査会として、非常に飛び切りの案を考えましても、F M放送が一たび許可になつておる以上は、どうにも動きのとれない現実になつてく

るわけでありまして、そこで、これをほんとうにそういう点をマツチして考えていくとするならば、先ほどの二年と一年の問題になつてくるわけでありまして、官房長は簡単に二年ということと言いましたけれども、やはりこれは一年以内に結論を得るといふ方向に努力をして、その間にF M放送問題についても検討し、その両者が相俟つていくという形をもつて、初めて、日本の放送事業のあり方を根本的に将来何十年の長きにわたつてどうするといふ命題が出てくるのではないかと、こう私は考へておるわけでありまして、その辺の関連を、これは大臣よりも監理局長、答弁をお願いしたいと思います。

○西崎政府委員　今度の調査会というのは、日本の放送の今後のあり方につきていろいろ意見を交換されまして、そこである程度のデッサンができた場合に、それに必要な法制の改正という問題と取組む、こういうことになつておると思ひます。そういう意味で、日本の今後の放送のあり方という広い話題の中に、当然今お話ししたF M放送という問題も出てくるということは予想されます。しかし、今度の調査会は、そういう個々の免許方針というものについて審議するのが主題ではありません。一方、F M放送の免許方針の確定という問題は、先ほど大臣からの御答弁にもありましたように、できるだけ早くきめたいということでございます。従いまして、これは形の上では、調査会の期間、F M放送の免許方針の確定という問題は別個の問題だといふふうに考へておりますし、そうせざるを得ないのじやないかと思つております。しかし、さつき言ひましたように、

その間非常に密接な関係もございますので、その調査会の二年という期間もできるだけ短縮し、また、F M放送の問題につきまして、調査会の方とある程度いろいろ話し合ひをしていくということも、事実問題として必要になつてくるのじやないか、こういうふうになつておると思ひます。

○森本委員　この問題は相当重要な問題でありますので、本日は時間がちやうど一時になりましたから、また次の機会に續けて質問をさせていただくことにいたしまして、私の質問をこれで終わります。

○永山委員長　本日はこの程度にとどめて、次会は公報によつてお知らせすることとして、これで散会いたします。

午後一時三分散会

昭和三十七年八月三十日印刷

昭和三十七年八月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局